定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十月二十二日

東京都調布市多摩川一丁目二一番地一

協栄プリント技研株式会社

代表取締役　小林　明宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十月二十二日

横浜市神奈川区山内町二番地

株式会社杉山商店

代表取締役　杉山　和彦

限定承認公告

本籍東京都墨田区業平二丁目一六番、最後の住所東京都墨田区太平二丁目三番一〇―一〇一号

被相続人　亡　田口　三郎

右被相続人は令和八年二月九日死亡し、その相続人は令和八年十月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

茨城県筑西市玉戸一六二二番地七五

相続財産清算人　田口　勲

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市中央区相生町四丁目八番地、最後の住所神戸市垂水区山手一丁目四番一六号

被相続人　亡　前田　宗作

右被相続人は令和八年八月十一日死亡し、その相続人は令和八年十月七日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

兵庫県神戸市垂水区山手一丁目四番一六号

相続財産清算人　前田　明子

限定承認公告

本籍奈良県橿原市城殿町二三〇番地、最後の住所奈良県天理市西長柄町三三〇番地三　一〇一

被相続人　亡　太田　均

右被相続人は令和八年七月二十二日死亡し、その相続人は令和八年十月十九日奈良家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十二日

奈良県大和高田市大字大中一二番地の一法友ビル一階かつらぎ法律事務所

相続財産清算人太田雄人

代理人弁護士　佐々木美穂

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社は、左記の通り、左記一記載の信託を令和八年十一月二十五日付で新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の表示

・委託者兼受益者（受益権の譲受けにより当初委託者の地位を承継）

愛媛県四国中央市三島紙屋町七番三五号

大王海運株式会社

・受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

・信託の年月日

令和四年七月一日

・信託契約の名称

不動産管理処分信託契約書　受益権譲渡制限付（赤坂ＤＴビル）（その後の変更を含みます。）

二、財産状況開示資料等の内容

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、履行の見込みに関する事項

新規信託分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の各信託財産責任負担債務については、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産ソリューション部

電話番号　〇三―六二五六―六一〇〇

令和八年十月二十二日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役　米山　学朋

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七十億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　一二七頁（号外第一三五号）

令和八年十月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

入間新光特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億五千万円減少し、優先出資三億五千万口を一口につき金一円をもって有償消却し、消却に要する金額を金三億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/gljree

令和八年十月二十二日

東京都千代田区永田町二丁目一七番五号

ＧＬ　ＪＲＥ　Ｅ特定目的会社

取締役　金谷　正文

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年九月三十日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

東京都八王子市滝山町二丁目三五一番地

株式会社スーパーアルプス

規約型確定給付企業年金清算人　榎本太一郎

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭＳ株式会社

（旧三菱農機販売株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第二回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六六七番地一

ＭＡＭ株式会社

（旧三菱マヒンドラ農機株式会社）

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志

債権申出の公告（第二回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和八年九月三十日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十二日

島根県松江市東出雲町揖屋六八六番地一

リョーノーファクトリー株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　岩谷　裕志